

香芝市タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格の高騰の影響を受けながらも、市民の日常生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を継続しているタクシー事業者に対し、予算の範囲内において香芝市タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、香芝市内に営業所を置く道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）を行う者（福祉輸送事業のみを行う者を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者は、交付対象者としな

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号のいずれにも該当する車両1台当たり2万5,000円とする。

- (1) 交付対象者が使用すること。
- (2) 香芝市内に使用の本拠の位置があること。
- (3) 令和4年4月1日の時点において、国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされていること。
- (4) 次条第1項の規定による申請の日の時点において、新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について（令和2年3月31日付け国土交通省自動車局旅客課長事務連絡。以下「事務連絡」という。）に基づく休車中ではないこと。

(支援金の交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香芝市タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和4年4月1日の時点における前条第3号の届出がされている車両の

台数が確認できる一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画の写し等

(2) 事務連絡に基づく特例措置の適用を受けた交付対象者にあつては、国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局に提出した休車リストの写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年6月30日までに行わなければならない。ただし、特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 申請者の実績は、第1項に規定する申請書によって報告されたものとみなす。

(支援金の交付決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付が適当であると認めるときは香芝市タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付決定通知書(第2号様式)により、適当でないとき香芝市タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 交付すべき支援金の額は、前項に規定する支援金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をもって確定したものとみなす。

3 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(調査)

第6条 市長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し報告を求め、又は文書を提出させることができる。

(支援金の返還等)

第7条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に支援金が交付されているときは、支援金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 前条の規定による調査を拒み、忌避し、又は妨げたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。